

工事費負担金に関する契約書

●●●●株式会社

関西電力送配電株式会社

工事費負担金に関する契約書

〇〇株式会社(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、20〇〇年〇〇月〇〇日付による甲の接続供給兼基本契約申込みにもとづく工事費負担金(以下「負担金」という。)について、乙の託送供給等約款(以下「託送約款」という。)に基づき次のとおり契約する。

第1条(工事の施工)

乙は、甲と契約する次の需要場所に係る電気を供給するため、第2項の工事を実施するものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 需要者 | 〇〇株式会社 |
| ② 需要場所 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| ③ 供給地点 | 同 上 |
| ④ 供給電圧(常時) | 〇〇, 000V |
| ⑤ 接続送電サービス契約電力(常時) | 〇〇, 〇〇〇kW |

2. 乙が実施する工事は、次のとおりとする。

第2条(負担金の前受)

前条2項の工事施工に伴う負担金は、20〇〇年〇月〇日実施の託送約款に定めるところに従い次のとおりとし、乙は甲からその全額を収納後、すみやかに工事に着手するものとする。

(負担金)

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇.- (うち消費税等相当額¥〇〇〇, 〇〇〇.-)

(総工事費)

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇.-

2. 甲は、負担金を以下の支払期日までに支払うものとする。

・支払期日:20〇〇年〇月〇日

第3条(支払期日超過時の取扱い)

甲が前条2項に定める支払期日までに負担金を支払わないときは、乙は託送約款に基づき当該申込みの承諾を取り消すものとする。この場合、当該申込みは取り消しがなされたものとする。

第4条(負担金の精算)

(通常の新設または増量申込の場合)

第2条の負担金は、第1条2項に該当する全ての工事が完了した後、託送約款に定めるところに従い、過不足額を精算するものとする。なお、この精算には、本契約締結後、労務単価、資材価格、燃料費、運搬費その他工事費を構成する費用の上昇により工事費が増加した場合に、当該増加額のうち託送約款

に基づき工事費負担金として甲が負担すべき範囲に係る額を、甲の負担とすることも含むものとする。

(新設および増量等の複数同時申込の場合)

第2条の負担金は、契約電力が第1条1項の接続送電サービス契約電力に達した後に、託送約款に定めるところに従い、過不足額を精算するものとする。なお、この精算には、本契約締結後、労務単価、資材価格、燃料費、運搬費その他工事費を構成する費用の上昇により工事費が増加した場合に、当該増加額のうち託送約款に基づき工事費負担金として甲が負担すべき範囲に係る額を、甲の負担とすることも含むものとする。

2. 第2条により乙が受領した負担金には、利息を付さないものとする。

第5条(供給側接続設備の区分)

(一般線1回線契約の場合)

託送約款に定める一般供給設備とする。

(予備線もしくは予備源契約の場合)

託送約款に定める一般供給設備および特別供給設備(予備供給設備)とする。

(専用線1回線もしくは専用線2回線(常時予備共に専用線)の場合)

託送約款に定める特別供給設備(専用供給設備)とする。

(専用線1回線と予備線もしくは予備源契約(専用線ではない)の場合)

託送約款に定める特別供給設備(専用供給設備)および特別供給設備(予備供給設備)とする。

第6条(工事施工に関する協力)

第1条2項の工事施工に伴い、甲の構内において用地取得または線下補償等の権利取得を要する場合は、甲は乙の要請に基づき、これに協力するものとする。

第7条(設備の所有)

第1条2項の設備は、甲の負担した金額の如何にかかわらず乙の所有とし、事後は乙が管理補修の責に任ずるものとする。

第8条(供給開始前の申込みの取消)

第1条2項の設備による供給開始前に、甲がその申込みの全部を取消すときは、甲は本契約に基づき乙が要した工事費、設置した設備の撤去費用等、乙の要した費用の実費を乙に支払うこととする。

2. 甲がその申込みの一部を取消すとき(契約電力を減量する場合を含む。)は、本契約に基づき乙が余分に要した工事費(本契約に基づき乙が要した工事費から、甲が当初から取消後と同等の申込みを行っていた場合に乙が要したであろう工事費を差し引いた金額をいう。)、設置した設備の撤去費用等、乙の要した費用の実費を乙に支払うこととする。

第9条(1カ年未満の減少廃止)

第1条2項の設備により供給が開始された日から起算して、1カ年を経過した日(以下、「精算対象満

了日」という。)までに、甲と契約する需要者が当該供給設備を利用した接続送電サービス契約の契約電力を減少もしくは契約を廃止するときは、甲は託送約款に基づき負担金の精算を行うものとする。

ただし、甲と契約する需要者が他の小売電気事業者と契約を締結し、第1条2項の供給側接続設備を引き続き使用し、精算対象満了日に至るまで、接続送電サービス契約電力が第1条1項記載の契約電力から減少されないときは、精算を行わないものとする。

第10条(設計変更等)

第1条2項の工事施工に当たり関係官庁の許可、認可または用地折衝等第三者に起因する支障のため、乙が工事設計内容の変更をせざるを得ない場合、もしくは甲が仮供給設備の追加施工を希望する場合、甲と乙とは協議してこの契約内容を変更できるものとし、変更により追加で生じた工事費は甲の負担とする。

第11条(債権債務の承継)

第2条の負担金支払いまたは第4条の負担金精算が完了するまでの間に、第1条1項の需要場所にかかる接続供給契約の契約者が甲から変更となる場合に、甲が本契約に定める甲の債権債務を接続供給契約の新たな契約者に承継することを希望するときは、事前に乙および新たな契約者の書面による承諾を得たうえで、当該新たな契約者に承継させることができるものとする。

第12条(その他)

前記各条に定めのない事項については、託送約款によることとする。なお、乙が託送約款を変更する場合は、変更後の託送約款によるものとする。また、託送約款に定めのない事項については、甲・乙にて協議を行い定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙おのおのその1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 関西電力送配電株式会社